

関係各位

宇治市介護保険課

第三者の行為による被害届等の提出について

介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為により、負傷等をされて状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることができます。交通事故が原因となる介護保険給付に関しては、介護保険法第 2 1 条第 1 項に基づき、加害者に対する損害賠償請求権をその給付の価額を限度として宇治市が取得することになり、加害者に介護保険給付分を求償することになります。

宇治市が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、平成 2 8 年 4 月 1 日から、介護保険の第 1 号被保険者の方が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が必要となりました。

届出については、下記の書類が必要となりますので、ご提出をお願いします。

なお、ご不明な点がありましたら宇治市介護保険課までお問い合わせください。

記

(提出が必要な書類)

1. 第三者の行為による被害届 (様式 3)
2. 事故発生状況報告書 (様式 4)
3. 同意書 (様式 5)
4. 誓約書 (様式 6) (加害者が記載できない場合は提出不要)
5. 人身事故証明書入手不能理由書 (任意様式、「6. 事故証明書」が発行される場合は提出不要)
6. 事故証明書 (自動車安全運転センター発行) 詳しくは警察署におたずねください

(その他)

1. 加害者から介護サービス利用分として損害賠償金を受け取った場合は、介護保険法第 2 1 条第 2 項により、介護サービス利用分に係る損害賠償金相当額について、介護保険給付対象外となります。
2. 加害者に対する損害賠償請求に関する事務については、介護保険法第 2 1 条第 3 項により京都府国民健康保険団体連合会に委託します。

連絡先

〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33 番地

宇治市介護保険課給付係 TEL 0774-20-8731